

●香川県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年8月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成25年8月9日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 黒淵本大線（237号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市昭和町3丁目甲1689番3 地先から 観音寺市昭和町1丁目甲1693番4 地先まで	13.9~33.5	84	平成20年香川県告示第 435号で変更した区域 の一部
観音寺市昭和町1丁目甲1623番5 地先から 観音寺市昭和町1丁目甲1624番1 地先まで	13.2~13.2	12	

- 4 供用開始の期日 平成25年8月9日